

《コンタクトレンズ処方検査料について》

当院は「コンタクトレンズ検査料1」及び「電子的診療情報連携体制整備加算 2」の施設基準に該当する施設です。

診療報酬算定要件に基づき、平成 28 年 4 月 1 日から「コンタクトレンズ検査料1」を算定いたします。

【コンタクトレンズ検査料1】

診察	診療報酬点数名称	点数
当院で初めてコンタクトレンズを処方する場合で、過去3ヵ月以内に当院の受診がない方	「初診料」291 点 「電子的診療情報連携体制整備加算 2 初診」9 点 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)初診」23 点 「コンタクトレンズ検査料 1」200 点	523 点
当院再診の方 ①過去に当院でコンタクトレンズを処方されたことがある方 ②過去3ヵ月以内に当院を受診したことがある方 で当院でコンタクトレンズを処方する場合	「再診料」76 点 「電子的診療情報連携体制整備加算 2 再診」2 点 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)再診」6 点 「コンタクトレンズ検査料 1」200 点	284 点

但し、以下の場合には「コンタクトレンズ検査料1」ではなく通常の検査料金となります。

- ・コンタクトレンズを現在装用している方でも、コンタクトレンズ処方目的の来院ではない場合
- ・結膜炎(目やに、かゆみ、充血等)や角膜炎(角膜の傷)等によりコンタクトレンズの装用を中止する必要がある場合
- ・円錐角膜、角膜変形もしくは高度不正乱視の治療を目的としてハードコンタクトレンズの処方を行った場合
- ・高眼圧症、緑内障、網膜硝子体疾患、視神経疾患の方で、その疾患に対する検査をし、コンタクトレンズ処方を行った場合
- ・度数のない治療用コンタクトレンズを処方する場合
- ・9歳未満の小児に対して弱視、斜視、緑内障もしくは不同視の治療を目的としてコンタクトレンズ処方を行った場合
- ・眼内手術前後の場合

※コンタクトレンズ処方と共にお薬が処方された場合、別途お薬代が必要です

また、過去に当院でコンタクトレンズ処方を行ったことがあっても、下記の場合は前回の受診から3ヵ月以上受診間隔が空くと初診になります。

- ・コンタクトレンズを原因としない眼病や自己都合でコンタクトレンズの装用を中止した場合
- ・当院の受診がコンタクトレンズ処方を目的とするものではなく、コンタクトレンズに関係のない何らかの眼病の検査や治療を目的とするものである場合

※コンタクトレンズは高度管理医療機器です。眼の健康を守るため、眼科専門医の処方、定期検査を受け、使用期限を守り適切にご使用ください。

コンタクトレンズ担当医師… 土井 素明(厚生労働省の施設基準に定める眼科診療経験を有する)